

プラスチック再商品化業務 仕様書 (案)

〇〇株式会社（以下「受注者」という。）は、西宮市（以下「発注者」という。）から受託するプラスチック類再商品化委託業務を、この仕様書（以下「本仕様書」という。）に基づいて実施するものとする。

1 業務名

プラスチック再商品化業務（以下「本業務」という。）

2 本業務の場所

(1) 保管施設

ア 大栄環境株式会社西宮事業所

（西宮市鳴尾浜2丁目19番地1, 2, 3, 4及び5の一部）

イ マツダ株式会社西宮リサイクルセンター

（西宮市西宮浜2丁目3番地の2）

(2) 受注者の再商品化処理施設

〇〇工場（〇〇市・・・）

3 本業務の概要

受注者は、認定再商品化計画（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第33条第3項に基づき令和〇年〇月〇日付けで主務大臣から認定を受けた以下「認定再商品化計画」をいう。以下同じ。）に従い、分別収集した「プラスチック類」（プラスチック使用製品廃棄物（プラスチック資源循環促進法第2条第3項に定めるものをいう。）及びプラスチック容器包装廃棄物（プラスチック使用製品廃棄物及び法第33条第2項に定めるものをいう。）を包括していう。以下同じ。）を保管場所からの引取り、保管し、再商品化処理を行う。

4 業務履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5 引渡期間、引渡品目、予定数量等

業務履行期間中における処理予定量は以下の量であるが、あくまで計画上の予定量であり、プラスチック類の発生量等により変動する。

引渡期間	品目	予定数量	単位
令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	プラスチック容器包装廃棄物	3,750	t
	上記以外のプラスチック 使用製品廃棄物	520	t

令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	プラスチック容器包装廃棄物	3,740	t
	上記以外のプラスチック 使用製品廃棄物	520	t
令和10年4月1日～ 令和11年3月31日	プラスチック容器包装廃棄物	3,730	t
	上記以外のプラスチック 使用製品廃棄物	500	t

6 本業務内容

(1) 引取り

ア プラスチック類の形状はベール状とし、原則として公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）が示す「令和6年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」の1～3)に従うものとする。

イ 引取りは、原則として10トン車1台程度を単位とする。ただし、1つの施設で10トンに満たない場合でも複数の保管場所を経由することで10トンを満たす場合がある。

ウ 引取り日時は保管施設と受注者との間で調整すること。

(2) 再商品化处理

受注者は(1)で引取りを行ったベール品について、認定再商品化計画に基づき、以下のとおり再商品化处理を行うこと。

ア 収率及び品質検査

認定再商品化計画に記載の頻度、手法等により、調査・分析を行うこと。なお、月の平均収率及び品質が各基準値を満たさない場合は、基準値が満たされなかった要因の詳細について速やかに報告すること。

イ 区分け処理・区分け管理

①容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第6項に基づく分別基準適合物、②プラスチック資源循環促進法第32条に規定する分別収集物及び③プラスチック資源循環促進法第33条に基づく認定再商品化計画に記載された分別収集物について、同一の再生処理施設で再商品化を実施する場合は、それぞれの収率、品質等が把握できるように、日時等を分けて再生処理対象物が混ざらないように処理・管理すること。

ウ 分別収集物の販売期間

受注者は、発注者から引き渡されたベール品について、原則として引取後3ヶ月以内に、認定再商品化計画に基づき再商品化を行い、再商品化製品利用事業者へ販売を行うこと。

エ 発生した残渣及び異物等の廃棄物

再商品化に伴い発生した残渣及び異物等の廃棄物は、受注者の責任において適正に処理すること。

オ 生産管理書類の作成・保存

物質収支、稼働時間、再商品化製品の品質等について、生産管理日報、月報及び半期報告を作成し、保存すること。

生産管理 日報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物質収支(引取量、再商品化投入量、仕掛品の発生量、再商品化製品製造量・販売量等) ・ 各工程で発生した仕掛品の量 ・ 廃棄物の発生量、搬出量、保管量 ・ 再商品化製品の品質測定値 ・ 設備の稼働時間 ・ 設備の補修状況
生産管理 月報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引取量、再商品化投入量、在庫量 ・ 仕掛品の発生量、使用量、在庫量（品目及び形態別） ・ 製品の製造量、販売量、在庫量（品目及び形態別） ・ 廃棄物の発生量、搬出量、保管量（種類ごと） ・ 有価物の発生量、搬出量及び保管量 ・ 製品の収率及び廃棄物の発生率 ・ 製品の品質測定結果 ・ 稼働時間（稼働開始時間及び終了時間） ・ 他材料の使用量
	<p>(再商品化製品を自社利用した場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品目別の再商品化製品の受入量（受入事業者ごと） ・ 品目別の再商品化製品の利用工程、利用工程への投入量 ・ 品目別の再商品化製品在庫量（受入事業者ごと） ・ 再商品化製品利用製品製造量、販売量、在庫量（利用製品別） ・ 販売済み製品在庫量（伝票上販売したが、製品を工場内に保管している場合）
半期報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物管理報告 ・ 廃プラスチックの処理方法 ・ 再商品化製品利用証明書

生産管理日報の保存期間は、認定再商品化計画終了後1年間とする。

生産管理月報及び半期報告並びにそれに係る受領書及び引き取り伝票等は認定計画終了後5年間を保存期間とし、国の立入検査時に当該施設で確認できるように原本を保存すること。

カ その他

認定再商品化計画の内容が変更される場合には、受注者は、事前に発注者に連絡すること。

(3) 品質調査（組成調査）

ア 品質調査の時期

受注者は、ベール品について、毎年4月から8月までの期間において1回、品質調査（組成調査）を行うこと。また、受注者は品質調査の実施日を決定してから起算して、3日程度前までのベール品を確保し、品質調査の4週間前までに容リ協と発注者に連絡すること。

イ 調査の方法

経済産業省及び環境省が作成した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に基づき品質調査（組成調査）を実施すること。

ウ 品質調査の結果の適用

容リ協、発注者及び受注者と締結する「認定再商品化計画における再商品化費用の支払いに関する契約書」（以下「本費用支払契約」という。）に基づき、分別収集物の品質調査を実施し、プラスチック容器包装廃棄物、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物及び異物の組成比率が変更された場合、発注者と受注者の再商品化委託契約のプラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物の組成比率も変更し適用することとする。

(4) 再商品化の実施状況の確認

受注者は、発注者が行う再商品化の実施状況に係る現地確認及び再商品化製品の利用状況確認等の調査に協力すること。また、必要に応じて、利用状況が確認できる資料等を提供すること。

なお、現地確認の際に違反行為等の疑いが生じた場合は、発注者の指示に従い業務改善報告書の提出等の対応を行うこと。

7 業務実績報告

- (1) 受注者は、別紙に定める「生産管理月報」について、翌月 7 日（該当日が閉庁日の場合は次の開庁日）までに発注者宛に提出すること。
- (2) 受注者は、別紙に定める「半期報告」について、4 月（契約初年度を除く。）及び 10 月のそれぞれ 7 日（該当日が閉庁日の場合は次の開庁日）までに発注者宛に提出すること。
- (3) その他、認定再商品化計画に基づく再商品化の実施にあたり認定市区町村へ報告が必要とされる書類、報告事項等について、適宜発注者に提出すること。

8 業務委託料の支払い

本業務の業務委託料は、当該月における搬入量から、本費用支払契約に定める組成比率及び特定事業者責任比率に基づき、容リ協が費用を負担するとした量を除いた量に対し、1 トンあたりの実施単価を乗じて得た金額に、消費税率を乗じて得た金額とする。（その金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

9 環境保全の対策の徹底

受注者は、本業務を実施するにあたり、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法等の関連法令並びに条例を遵守し、生活環境の保全に努めなければならない。

10 安全作業の徹底

(1) 法令の遵守

受注者は、本業務を実施するにあたり、労働基準法、労働安全衛生法、消防法等の関係法令を遵守し、常に事故の未然防止を心がけ安全作業に努めなければならない。

(2) 事故等の報告

受注者は、本業務遂行中に事故、火災等が発生したとき又は発生の恐れが生じたときは、直ちに適切な措置を講じ、その状況を発注者に報告しなければならない。

また、事故等により設備が停止した場合であっても、復旧までの間、運ばれてくるボールを貯留できるスペースを確保するなどして、可能な限り受入れは継続すること。

11 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、再商品化計画申請書の内容、再商品化計画の認定申請の手引き、令和6年2月28日開催の「認定再商品化計画の運用に関する説明会」資料、プラスチック資源循環促進法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守のうえ、実施すること。

(2) 受注者は、発注者が本業務内容その他照会を求める事項については、真摯に回答をすること。

(3) 発注者及び受注者は、本仕様書に記載のない事項は、協議して定めるものとする。